

令和8年度介護の魅力発信事業委託業務提案依頼書

1 委託業務の目的

少子高齢化の進行により、介護サービスの担い手確保が喫緊の課題となっており、現役世代の人口減少が本格化する中、質の高い人材を安定的に確保するためには、介護の仕事についての正しい認識を広め、業界のイメージアップを図るとともに、介護を身近なものとして捉えてもらうことが重要になっている。このため、「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の取組、本県が全国に先駆けて取り組んできた「ノーリフティングケア」やデジタル化など介護職場の就労環境について、県民に正しく認識していただくための情報発信を行う。

また、介護の魅力発信プロジェクト「KAiGO PRiDE」を活用した介護の仕事の魅力や専門性の発信を行う。

さらに、介護の仕事の魅力や専門性について、将来の担い手となる若い世代やその保護者等の理解促進を図るため、「こうち介護の日」ポスター・作文コンテスト、介護の日の広報を実施する。

<参考>

- ・高知県福祉・介護事業所認証評価制度
 - … 職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながる取組について県が定めた基準を満たす福祉・介護事業所を認証する制度 (<https://kaigojinzai.pref.kochi.lg.jp/>)
- ・ノーリフティングケア
 - … 「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」介護する側・される側双方に優しいケア (<https://kochi-no-liftingcare.jp/>)
- ・「KAiGO PRiDE」プロジェクト
 - … 一般社団法人 KAiGO PRiDE が進める、介護の魅力をクリエイティブの力で業界の中から発信する「日本の介護のブランディング」の取組（介護職員自らが、誇りを持って介護の魅力を伝えるプロジェクト）

2 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）

3 委託業務の内容

I 介護の魅力発信事業

介護職場のネガティブイメージの払拭を図るため、「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」に関する県民の認知度を向上させるとともに、高知県が全国に先駆けて取り組んできた「ノーリフティングケア」やデジタル化等の介護職場の就労環境について、県民に正しく認識していただくための情報発信を行う。また、「KAiGO PRiDE」プロジェクトの活用等により介護の仕事の魅力・専門性についての情報発信を行う。

(1) 「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の動画制作

ア 15秒以上のPR動画を制作すること。

- イ 「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の県民認知度（R4 調査 9.5%）を向上させることを目的とし、県民の印象に残り興味を持ってもらうよう、短時間でも分かりやすく伝わる内容を提案すること。また、認証取得法人の認証取得のメリットとなるよう、動画中に認証取得法人名を表示すること。1回あたり掲載する法人数に応じて複数パターン作成してもよい。
- ウ 県ホームページや県が運営する介護人材応援サイト「カイゴのシゴト」ホームページ(<https://kaigojinzai.pref.kochi.lg.jp>)に掲載できる媒体でも制作すること。

（2）テレビCMの放送

- ア a～dの動画を活用し、15秒のテレビCMを複数の民放放送局で放送すること。
 - a （1）で制作したもの
 - b 「認証評価制度」に関するもの3種（令和7年度制作済み）
 - c 「Kaigo PRiDE」に関するもの（令和5年度制作済み）
 - d 「ノーリフティングケア」に関するもの（令和4年度制作済み）
- イ 広報効果の高い放送期間・放送時間・放送回数を提案すること。

（3）Web広告の制作・配信

- ア Web広告を制作し、SNSを活用して配信すること。なお、（2）アa～dの動画を活用することも可能。特に若い世代に介護の魅力が伝わる内容を提案すること。
- イ 広報効果の高い配信時期及び配信回数を提案すること。

（4）啓発資材の制作及び送付

①認証評価制度チラシ3種の印刷及び送付

- ア 令和7年度に作成した、学生・求職者をターゲットとした認証評価制度PRパネル用データをチラシとして5,000部以上印刷すること。仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚90kg以上とする。データは県から提供する。送付先等は以下のとおり。
 - ・送付先：介護福祉士養成校、ハローワーク等 約16件 ※名簿は県から提供
 - ・送付数：約4,600部（増減することがある）
- イ 令和7年度に作成した、利用者をターゲットとした認証評価制度PRパネル用データをチラシとして3,000部以上印刷すること。仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚90kg以上とする。データは県から提供する。送付先等は以下のとおり。
 - ・送付先：地域包括支援センター等 約50件 ※名簿は県から提供
 - ・送付数：約2,500部（増減することがある）
- ウ 令和7年度に作成した、事業者をターゲットとした認証評価制度PRチラシを3,000部以上印刷すること。仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚90kg以上とする。送付先等は以下のとおり。
 - ・送付先：県内の認証未取得の福祉（高齢・障害・児童）事業所等 約1,000件
※名簿は県から提供
 - ・送付数：約2,500部（増減することがある）

②認証法人を特集したリーフレットの制作及び送付

ア 認証法人の情報や特色を掲載したリーフレットを制作すること。求職者や利用者が認証法人を選択するきっかけとなるような内容とし、制作に当たっては、認証取得法人（令和8年4月1日現在：41法人）に対して調査やヒアリングを実施したうえで得られた情報等を掲載すること。

イ 仕様はA4サイズ、両面フルカラー、用紙厚90kg以上とし、5,000部以上印刷すること。送付については以下のとおり。

- ・送付先：介護福祉士養成校、ハローワーク等 約1,000件
※名簿は県から提供
- ・送付数：約4,600部（増減することがある）

③介護職の魅力発信リーフレットの印刷・送付

令和7年度に制作済みの介護職の魅力発信リーフレットを6,000部以上印刷すること。仕様はA4サイズ全8頁、フルカラー、用紙厚110kg以上とする。データは県から提供する。送付先等は以下のとおり。

- ・送付先：県内高等学校等 約42件 ※名簿は県から提供
- ・送付数：約5,200部（増減することがある）

④認証評価制度ポスターの印刷

認証評価制度の周知ポスター（令和7年度に制作済み）を100部以上印刷すること。仕様はB3サイズ、片面フルカラー、用紙厚110kg以上とする。データは県から提供する。

⑤認証評価制度ポスターの印刷

認証事業所での掲示用ポスター（令和6年度に制作済み）を100部以上印刷すること。仕様はA1サイズ、片面フルカラー、用紙厚110kg以上とする。データは県から提供する。

（5）新聞・フリーペーパー等の広告の制作・掲載

ア 「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の取組が読者により分かり易く伝わる内容とすること。

イ 広報媒体については、県民により広く周知が図られる効果的な媒体を選定すること。

ウ 掲載月等の詳細については、県と協議のうえ、決定すること。

エ その他、目的達成のためのより効果的な広報・周知を実施すること。

（6）「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」の県民認知度向上のための取組

ア 上記（1）から（5）に加え、「高知県福祉・介護事業所認証評価制度」自体の認知度の向上につながる効果的な取組を提案すること。

イ 提案においては、その取組のターゲットや効果を明確にすること。

（7）介護の仕事のイメージアップのための取組

ア 上記（１）から（６）に加え、介護の仕事のイメージアップにつながる効果的な取組を提案すること。

イ 提案においては、その取組のターゲットや効果を明確にすること。

（８）上記（１）～（７）によりどれだけの県民が認知したかという点に加え、認知度向上やイメージアップにつながったことがわかる数値的データを提出すること。

Ⅱ 介護の日イベント開催事業

厚生労働省では、介護についての理解と認識を深め、介護従事者、介護サービス利用者及びその家族を支援するとともに、これらの人たちを取り巻く地域社会における支え合いや交流を促進する観点から、介護に関して国民への啓発を重点的に実施するための日として、11月11日を「介護の日」として定めている。

介護の日に合わせて、次世代を担う児童・生徒が介護について考え、理解を深めるきっかけとするために、「こうち介護の日」ポスター・作文コンテストを行う。

（１）介護の日ポスター・作文コンテスト

県内小学校、中学校及び高等学校等の児童・生徒を対象にした、「こうち介護の日」ポスター・作文コンテストについて、以下の①～④を行うこと。なお、コンテストの作品募集、審査、受賞者決定は県が行う。受賞数は以下を予定しているが、応募数等により変動する。

- ・最優秀賞 6名程度（各部門毎、小・中・高、各1名）
- ・特別賞 6名程度（各部門毎、小・中・高、各1名）
- ・優秀賞 12名程度（各部門毎、小・中・高、各2名）
- ・入選 12名程度（各部門毎、小・中・高、各2名）
- ・学校賞 6校程度（各部門毎、小・中・高、各1校）

①受賞作品集の作成・送付

受賞作品集（A4/最大30頁/フルカラー）を500部作成し、県内小学校、中学校及び高等学校等へ送付する。内容については、最優秀賞から入選までの作品を掲載し、学校賞は学校名を掲載する。送付先及び送付時期は県と調整すること。なお、頁数、作成数及び送付数は受賞作品数によって増減する。

②賞状及び副賞の準備

（ア）賞状

全受賞者分の賞状を作成（印刷可）し、賞状筒を用意すること。

（イ）副賞（図書カード）

最優秀賞、優秀賞及び入選の受賞者分の図書カード（1人あたり最優秀賞10,000円分、優秀賞5,000円分、入選1,000円分）を用意すること。

特別賞については、別途、団体等からの提供があるため用意不要だが、特別賞受賞者が表彰式を欠席した場合等は送付等の対応を行うこと。

※ 表彰式の出席者には、賞状及び副賞を当日交付するが、それ以外の受賞者（表彰式欠席者等）については賞状等を別途送付すること。

③表彰式の企画・運営

令和8年10月3日（土）にイオンモール高知（南コート、セントラルコート、イオンホール）で開催予定の「ふくしフェア」イベント内で、表彰式を開催すること。日時及び場所は以下のとおり。

- ・日時：令和8年10月3日（土）午前中（3時間程度（リハーサル含む）を予定）
- ・場所：イオンモール高知（南コートを予定）

表彰式の会場詳細が決まり次第、県と協議のうえ、表彰式会場のレイアウト図や座席等を示した配席図、表彰式を行うための表示を作成すること。

表彰式の台本作成、司会進行、表彰状授与の際の各受賞者等の写真撮影を行うこと。表彰式の受賞者の紹介文等は県と協議のうえ作成すること。

受賞者及び保護者等の出席を確認し、表彰式の流れを説明すること。

手話通訳者を手配・配置すること。

会場借り上げ費及び会場による貸出しが可能な備品の貸出し経費等（表彰式ステージ設営・設置、マイク、音響設備）については、ふくしフェアイベントとして別途用意するため、委託費の積算から除外すること。

表彰式の開催にあたり、以下aからeの業務を行う人員は必ず確保すること。なお、各業務の兼務は認める。

- a 司会者
- b 受賞者及び保護者等の受付・誘導担当
- c リハーサルや全体進行の担当
- d 写真撮影担当
- e 責任者及び責任者不在時の対応者

※表彰式への出席者は、最優秀賞・特別賞・優秀賞の受賞者を予定している。

※受賞者及び保護者等への表彰式の案内や出欠とりまとめは県が行う。

※表彰式出席者への旅費等の支給は不要。

※表彰式を遂行するスタッフのボランティア配置は認めない。

④コンテスト受賞作品及び「KAiGO PRiDE」ポートレート作品の展示

（ア）コンテスト受賞作品の展示

最優秀賞、特別賞、優秀賞及び入選の作品を展示すること。ポスター作品は現物を展示し、作文作品はデータ入力のうえ印刷（A2サイズ）したものを展示すること。

展示の為に必要な展示パネル等の物品を用意し、展示パネルにコンテスト名、各展示キャプション（賞、学校、学年、氏名、作品名等）を作成し展示すること。

（イ）「KAiGO PRiDE」ポートレート作品の展示

一般社団法人KAiGO PRiDEが所有するポートレート作品（A1サイズ、20枚程度（予定））を展示する。展示に必要なイーゼル、展示パネル、ワイヤーフック等の物

品を用意すること。

作品の選定や手配は県が行うが、作品の受領及び返却を一般社団法人 KAIGO PRIDE と調整し行うこと。また、作品の受領後作品展開始までの間、作品の保管を行うこと。

作品の運送、保管に係る経費は受託者の負担とする。

(ウ) 展示会場、展示時期等

a 令和8年10月3日(土)10時から16時

(ア) コンテスト受賞作品及び(イ)「KAIGO PRIDE」ポートレート作品について、イオンモール高知で開催している「ふくしフェア」イベント会場内で展示を行うこと。

設営については、設営開始時間等を県と調整のうえ実施し、フェアの開催時刻までに完了し、撤去はフェア終了後に行うこと。また、会場の利用ルールを遵守すること。

b 令和8年11月

(ア) コンテスト受賞作品について、aのふくしフェアでの展示終了後、2週間程度展示を行うこと。展示会場は受託者の提案とするが、量販店などの集客が見込める会場とし、可能な限り11月11日の「介護の日」に合わせた展示期間とすること。

(エ) 経費負担

(ウ) aの展示にかかる使用料(会場使用料、電気代等)については不要であるが、展示の為の設営・撤去料、展示パネル等の展示に必要な物品の準備、設営・撤去に係るスタッフの人件費等の運営に係る経費は、全て受託者の負担とする。

(ウ) bの展示にかかる費用は、全て受託者の負担とする。

ただし、コンテスト受賞作品展示パネル用フレームは県が準備するため、経費からは除くこと。

(2) 広報

「介護の日」の普及啓発に効果的な広報を行うこと。

① 新聞広告

全15段カラーの広告を掲載するものとし、掲載内容については「こうち介護の日」ポスター・作文コンテストの受賞作品紹介等とするが、詳細については県と協議のうえ、決定すること。掲載日は、11月11日(介護の日)を希望。

② 提案型

①以外の効果的な手法を提案し、実施すること。

(3) WEBサイトの運営

県が作成している、介護の日のWEBサイト(<https://www.kochikaigo.com/>(Jimdoで作成済み))の管理・掲載内容の更新・デザインの変更を行うこと。

表彰式典終了後に、今年度の「こうち介護の日」ポスター・作文コンテストの入賞作品を掲載、また、作品集は校了次第速やかに掲載する等、掲載内容の変更が必要な場合は随時更新すること。

サイトのライセンス費用や管理費用等について、支払いを行うこと。

4 委託業務の成果品

次に掲げる成果品を納品すること。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 3のⅠ(1)の成果品として、動画の電子データ(CD-R又はDVD-R1枚)を納品すること。
- (3) 3のⅠ(3)の成果品として、Web広告の電子データ(CD-R又はDVD-R1枚)を納品すること。
- (4) 3のⅠ(4)②の成果品として、リーフレットの現物及び電子データ(CD-R又はDVD-R1枚)を納品すること。
- (5) 3のⅠ(5)の成果品として、広告記事が掲載された新聞・フリーペーパー等の現物及び電子データ(CD-R又はDVD-R1枚)を納品すること。
- (6) 3のⅡ(1)①の成果品として、受賞作品集の電子ファイル(PDF)等を取りまとめ、データ(JPEG)、データを記録した電子媒体(CD-R又はDVD-R1枚)を納品すること。
- (7) 3のⅡ(1)②及び④の成果品として、表彰式、コンテスト受賞作品及び「KAiGO PRiDE」ポर्टレート作品展示の当日を撮影した記録写真、記録画像(WEB内容、広告、コンテストに係る授与物)の電子データ(CD-R又はDVD-R1枚)を納品すること。

5 留意事項

- (1) 提案企画の内容については、契約後、予算の範囲内で変更する場合がある。
- (2) 受託者は、業務を実施するにあたり、県と十分な調整を行い、詳細を協議のうえ決定すること。
- (3) 定期的な打合せのほか、必要に応じて業務打合せを行うこと。
- (4) 再委託が生じる場合であっても、受託者が責任を持って主催者等との調整を行うこと。また、再委託先が、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。

6 委託業務の著作権

- (1) 本事業の成果品に係る著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第21条から第28条までに定める全ての権利を含む。以下同じ。)は、別途締結する業務委託契約書における第19条第4項の規定による引渡しのあるときをもって受託者から委託者に移転するものとする。ただし、作成の都合上やむをえず、著作権を委託者に譲渡できない成果品がある場合は、事前に委託者に申し入れを行い、了解を得ること。委託者に著作権を帰属することができない成果品の二次利用については、その都度委託者と受託者とで協議すること。
- (2) 受託者は、委託者に対し、次の各号に掲げる行為をすることを許諾するものとする。
 - ア 成果品の内容を公表すること。

- イ 成果品を利用して委託者の業務を実施すること。
 - ウ 前号の目的及び運営、広報等のために必要な範囲内で、成果品を委託者が自ら複製し、若しくは翻案、変形、改変、その他の修正をすること又は委託者の委託した第三者をして複製させ、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 委託者が著作権を行使する場合において、受託者は、著作権法第 19 条第 1 項又は第 20 条第 1 項に規定する権利を行使しないものとする。
 - (4) 受託者は、成果品の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾又は合意を得た場合はこの限りでない。
 - (5) 受託者は、委託者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。
 - (6) 委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害し、第三者に対しての損害の補償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、受託者がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講じなければならない。ただし、当該侵害が委託者の責めに帰すべき事由による場合は、この限りではない。